

# Hello Hello Garden

vol.140 R7.1

公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

1 研修「事務所経営のイロハ～独立開業について本音でトークします～」  
令和6年10月23日、上記研修を開催しました。独立開業している司法書士4名による、開業時の苦労や反省点等、人柄を垣間見ながら生で本音のトークを聴くことができました。参加者は45名、多数の熱い質問もかわされ、時間を大幅に超過するほど大好評でした。今後も継続的に開催して欲しいとの要望も多く、現在検討中。乞うご期待！



## 2 次回研修のお知らせ

「戸籍の読み方～相続人申告登記についての話も交えて～」

日時：令和7年3月5日（水）午後6時00分～午後8時00分

場所：日司連ホール又はWeb（ZOOM）

対象：東京司法書士会会員（公嘱社員以外も参加可能！）

講師：坂本龍治会員（城北支部） 参加費用：無料 単位：甲類2単位

締切：令和7年2月26日（水）午後4時00分

お申込みQRコード：

日司連ホール



Zoomウェビナー



～公嘱協会に入会しませんか？～

<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/procedure/> ← 入会案内

公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

事務局TEL 03-3359-3345



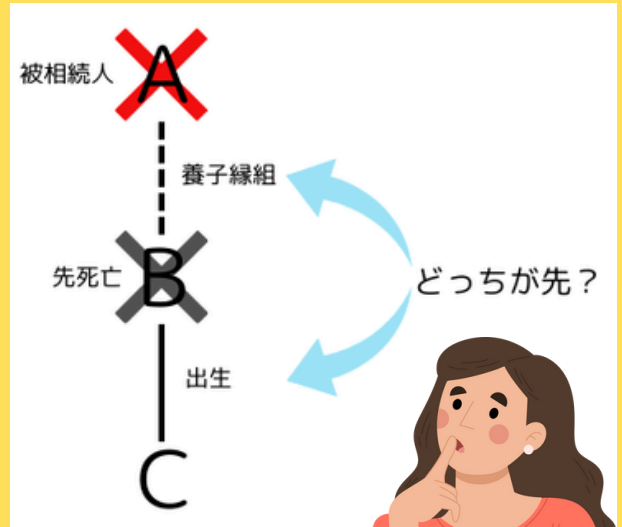
# ～相続道場～ 第1回「養子と代襲相続」

養子Bの子Cが、Bの養親Aの相続に関し、Bを代襲して相続できるか否かは、Cの出生が養子縁組の前か後かで異なってくる。

養子縁組後に養子に子が生まれた場合、その子は養子を通して養親と法定血族関係を生じるので、その子は代襲相続人となるが、養子縁組前に養子に子がいる場合は、養親やその血族と何らの血族関係を持たないとされているので、その子は養親の代襲相続人にはならない。

(『相続早わかり読本』63頁)

↑公嘱協会に入会するともらえる  
お役立ち特典!!



## 関連判例 直近の判例。要チェック!

養子縁組前の養子の子に対する兄弟姉妹相続における代襲相続は認められない。(最判令和6年11月12日)

<事実関係の概要> \*AとBは元々従妹で、Bの母はAの母の姉

①被相続人AとBは、BがAの母親と養子縁組して兄弟姉妹関係になった。

②Bの子CDは、養子縁組前の生まれのため、Aとの血縁関係は無い。

③Bが先に死亡し、その後Aが死亡。CDは代襲相続するとして相続登記を申請したが、法務局が却下したため、却下処分取消を求めて提訴した。

<判旨> \*CDの逆転敗訴

原審(東京高裁)は、兄弟姉妹相続による「民法889条2項による同法887条2項準用(以下「本件準用」という)の際、「直系卑属」でない者を、「傍系卑属」でない者と読み替えるのが相当であるとして、CDは代襲相続人である」としたが、本件準用における直系卑属でない者は、AB共通の親の直系卑属ではない者との規定であり、養子縁組前の養子の子CDは、AやAの母と血縁関係に無く、被相続人Aとその兄弟姉妹Bの共通する親の直系卑属でない者に当たるため代襲相続人とはならない。

### 編集後記

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りします。今回から始まった「相続道場」いかがですか? まだまだ物足りないかもしれませんが、これでも慣れない作業の繰り返しで、私の年末年始がどこかに行っちゃいました…。お役に立てたらうれしいです(F)。